

ホ ー ル 等 使 用 料

施 設 名	収 容 定 員 等	使用日の 曜 日 等	基 本 使 用 料			摘 要
			午 前	午 後	夜 間	
			午前9時 ↓ 正午	午後1時 ↓ 午後5時	午後6時 ↓ 午後9時30分	
大 ホ ー ル	1,310人	平 日	16,840 円	30,900 円	39,330 円	
		土 日 休 日	19,650	36,520	47,760	
小 ホ ー ル	600人	平 日	8,420	14,030	19,650	
		土 日 休 日	9,810	16,840	23,870	
展 示 室	186m ²		2,240	4,490	5,610	荷解室・ 主催者控室含む
第 1 会 議 室	60人		1,240	2,370	2,940	
第 2 会 議 室	60人		1,240	2,370	2,940	ステージ付き
第 1 和 室	27畳		820	1,380	1,660	ステージ有
第 2 和 室	27畳		820	1,380	1,660	
第 3 和 室	36畳		960	1,800	2,370	床間付き
茶 室	4.5畳		960	960	960	床間付き
リハーサル室	36人		1,380	2,790	3,490	ピアノ有
第 1 練 習 室	60人		2,790	4,890	6,300	防音及びピアノ有
第 2 練 習 室	18人		820	1,380	1,660	防音
大 ホ ー ル	第1楽屋	4人	270	550	670	和室
	第2楽屋	4人	270	550	670	
	第3楽屋	6人	390	820	1,110	
	第4楽屋	12人	670	1,110	1,380	
	第5楽屋	12人	670	1,110	1,380	
小 ホ ー ル	第1楽屋	6人	270	550	670	
	第2楽屋	6人	270	550	670	
	第3楽屋	6人	550	820	1,110	
楽屋事務室			670	670	670	
第 1 浴 室			820	820	820	
第 2 浴 室			820	820	820	

備考

- 1 「午前・午後使用」は9時から 17 時まで、「午後・夜間使用」は 13 時から 21 時 30 分まで、「全日使用」は9時から 21 時 30 分までの使用時間とし、その使用料は、各使用時間の区分の額の合計額とする。
- 2 ホールの舞台のみを使用する場合の額は、この表に定める額の 50 パーセントに相当する額とする。
- 3 展示室を2日以上連続して使用する場合において、展示を公開しない時間帯に係る額は、この表に定める額の 50 パーセントに相当する額とする。
- 4 使用時間の区分以外の時間又は使用許可時間を超過する時間に係る額は、30 分につき、使用時間の区分(午前・午後使用及び全日使用の場合における9時以前の使用については午前の使用時間の区分とし、午後・夜間使用及び全日使用の場合における 21 時 30 分以後の使用については夜間の使用時間の区分とする。)の額の 20 パーセントに相当する額とする。この場合において、30 分未満の端数は、15 分以上をもって 30 分とみなす。
- 5 使用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、次に掲げる入場料又はこれに類するものの入場者 1 人当たりの徴収額の最高額の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1) 1,000 円以下のとき この表に定める額の 50 パーセント(商業宣伝、営業又はこれらに類する目的の場合は、100 パーセント)に相当する額
 - (2) 1,000 円を超え 3,000 円以下のとき この表に定める額の 100 パーセントに相当する額
 - (3) 3,000 円を超えるとき この表に定める額の 150 パーセントに相当する額
- 6 使用者が、商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって無料で入場させる場合は、この表に定める額の 100 パーセントに相当する額を加算する。
- 7 焼津市民以外の者が使用するときは、この表に定める額の 100 パーセントに相当する額を加算する。
- 8 使用料の額に 10 円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てる。

冷暖房使用料

施設名	使用料
	1 時間につき
大ホール	3, 9 2 0 円
小ホール	1, 7 9 0 円

- 備考 1 時間未満の端数は、30 分以上をもって 1 時間とみなす。
春秋の中間期は空調機の切り替え作業があるため冷暖房が運転できない期間があります。

追加料金のご請求・納付及び還付額

■ 使用料加算額

使用料の加算			
前延長(30分まで)	基本使用料の20%(9時以前については、午前の使用区分)		
後延長(30分まで)	同上(21時30分以後については、夜間の使用区分)		
営業加算	商業宣伝、営業又はこれに類する目的をもって無料で入場させる場合		基本使用料の100% (設営・準備を除く)
入場料加算	1,000円以下	商業宣伝、営業又はこれに類する目的の場合	基本使用料の100%
		上記以外	基本使用料の50%
	1,000円を超え3,000円以下のとき		基本使用料の100%
	3,000円を超えるとき		基本使用料の150%
焼津市民以外の使用	基本使用料の100%		

※前延長及び後延長の場合も、営業加算、入場料加算、市外加算が加算されます。

■ 使用料還付額

還付することができる場合			還付する額
使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。			全額
使用者が使用許可の取消し又は変更を申し出て承認されたとき。	ホール(舞台のみを使用する場合を含む。)及び展示室	使用日前30日まで	全額
		使用日前15日まで	半額
	上記以外	使用日前10日まで	全額
		使用日前5日まで	半額

附属備品・備品使用料

分類	名 称 種 類 又 は 品 目	単位	使 用 料			摘 要
			大ホール	小ホール	会議室等	
楽	ピアノ[フルコン(STEINWAY)]	1台	11,000 円	円	円	調律料を含まない。
	ピアノ[フルコン(YAMAHA)]	1台	5,500	5,500		調律料を含まない。
	ピアノ[セミコン(YAMAHA)]	1台		3,300		調律料を含まない。
	ピアノ[アップライト]	1台			1,100	調律料を含まない。
器	大 太 鼓	1式	550	550		
	平 太 鼓	1式	325	325		
舞	オーケストラピット	1式	5,500			
	前 迫 り	1式		3,300		
	所 作 台	1式	11,000			
	音 響 反 射 板	1式	5,500	2,200		
	平 台	1台	162	162	162	箱足を含む
	松 (竹) 羽 目	1式	1,100			
	毛 せ ん	1枚	220	220	220	
	長 座 布 団	1枚	110	110		
	金 屏 風	1双	1,100	1,100	1,100	
	地 絨 罫	1枚	1,100	1,100		
	紗 幕	1枚	1,100	1,100		
	紅 白 幕	1枚	550	550		
	浅 黄 幕	1枚	550	550		
	上 敷	1枚	325	325	325	
	指 揮 者 台 (小)	1台	325	325		指揮者用譜面台を含む。
	指 揮 者 台 (大)	1台	651	651		指揮者用譜面台を含む。
	譜 面 台	1台	55	55		折りたたみ
	譜 面 台	1台	110	110		固定
	譜 面 灯	1台	55	55		
コントラバス用椅子	1台	110	110		指揮者用譜面台を含む。	
演 台	1式	325	325	325	花台を含む。	
司 会 者 台	1台	110	110	110		
花 道 所 作 台	1式	1,100				
ひ な 段 用 け こ み	1式	220	220	220		
備	鳥 屋 囲	1式	1,100			
	め く り 台	1台	110	110		
	雪 か ご	1式	110	110		雪を含まない。
	小 迫 り	1式	2,200			

分類	名 称 種 類 又 は 品 目	単位	使 用 料			摘 要	
			大ホール	小ホール	会議室等		
照	第1ボーダーライト	1列	1,100 円	1,100 円	円	200W×63灯	
	第2ボーダーライト	1列	1,100	1,100		大ホール200W×90灯 小ホール200W×63灯	
	第3ボーダーライト	1列	1,100			200W×90灯	
	サスペンションライト	1台	220	220		1kWスポットライト	
	アッパーホリゾンライト	1列	2,200	1,100		大ホール500W×132灯 小ホール300W×56灯	
	中ホリゾンライト	1列	763			300W×64灯	
	ロアーホリゾンライト	1列	875	651		大ホール300W×72灯 小ホール300W×52灯	
	フットライト	1列	651	437		大ホール60W×96灯 小ホール60W×60灯	
	花道フットライト	1列	437			60W×72灯	
	反射板ライト	1式	1,100	875		大ホール300W×46灯 小ホール300W×35灯	
	トーメンタルライト	1台	220			1kW×12台	
	ピンスポットライト	1台	2,200	1,100		大ホール2kWクセノン 小ホール1kWクセノン	
	サイドフロントライト	1台	220	220		大ホール1kW×48台 小ホール1kW×24台	
	第1シーリングライト	1台	220	220		大ホール1kW×30台 小ホール1kW×24台	
	明 設 備	第2シーリングライト	1台	325	325		大ホール1.5kW×16台 小ホール1.5kW×14台
		ライトタワー	1台	220			1kW×16台
スポットライト		1台	325	325		1.5kW	
スポットライト		1台	220	220		1kW	
スポットライト		1台	110	110		500W	
スパイラルマシン		1台	550	550			
フィルムマシン		1台	550	550			
ディスクマシン		1台	550	550			
スライドキヤリヤマスク		1台	220	220			
カレードマシン		1台	550	550			
プリズムマシン		1台	550	550			
フリッカーマシン		1台	550	550			
先玉		1台	110	110			
マルチストロボ		1台	550	550			
ミラーボール		1台	875	875			
備		エフェクトマシン	1式	875	875		
	波マシン	1台	875	875			
	星球	1式	875	875			
	スターンド	1台	55	55			
	I T O	1台	220	220			
	パーライト	1台	220	220			
	ソースフォー	1台	325	325			

分類	名 称 種 類 又 は 品 目	単位	使 用 料			摘 要
			大ホール	小ホール	会議室等	
音 響	音 響 装 置	1式	6,600 ^円	4,400 ^円	1,100 ^円	会議室はマイク2本付
	ワ イ ヤ レ ス ア ン プ	1式	1,100	1,100	1,100	マイク2本付
	跳 ね 返 り ス ピ ー カ ー	1台	1,100	1,100		
	マイクログフォン(コンデンサー)	1本	763	763		
	マイクログフォン(ダイナミック)	1本	550	550		
	マイクログフォン(エレベーター)	1式	1,100			
	マイクログフォン(ワイヤレス)	1本	1,100	1,100		
	マイクログフォン(吊りマイク)	1式	1,100	1,100		
	D A T レ コ ー ダ ー	1台	1,100	1,100		
	M D レ コ ー ダ ー	1台	1,100	1,100		
	テ ー プ レ コ ー ダ ー	1台	1,100	1,100		
	マ イ ク ス タ ン ド	1本	55	55		
	ス テ ー ジ ス ピ ー カ ー	1組	1,100	1,100		
	移 動 用 ス ピ ー カ ー	1台	1,100	1,100		
設 備	エ コ ー マ シ ン	1台	550	550		
	C D プ レ ー ヤ ー	1台	1,100	1,100		
	ミキサー(32ch)	1台	2,200	2,200		
	ミキサー(24ch)	1台	1,650	1,650		
	ミキサー(16ch)	1台	1,100	1,100		
	ミキサー(8ch)	1台	550	550		
	ダイレクトボックス	1台	550	550		
	デジタルレコーダー	1台	1,100	1,100		
	吊 マ イ ク 装 置	1台	550	550		マイクを含まない
	C D ラ ジ カ セ	1台	325	325	325	
映 写 設 備	ス ク リ ー ン	1枚	1,650	1,100	550	
	テ レ ビ	1台	1,100	1,100	1,100	
	D V D (BD) プ レ ー ヤ ー	1台	1,100	1,100	1,100	
	液 晶 プ ロ ジ ェ ク タ ー	1台	3,300	3,300	1,650	
そ の 他	持ち込み電気使用器具	1個	162	162	162	1kW以内
	和 室 可 動 舞 台	1式			1,100	
	展 示 パ ネ ル	1枚	110	110	110	
	展 示 ス ポ ッ ト	1個		55	55	

備考

- この表に定める額は、「1 焼津市焼津文化会館ホール等使用料」の表に規定する午前、午後又は夜間の使用時間の区分当たりの額となる。
- 使用料の算定については、「1 焼津市焼津文化会館ホール等使用料」の表の備考1及び8の例による。
- この表に掲げるもの以外の附属設備及び備品の使用料の額は、類似する附属設備又は備品の使用料の額に準じて算定した額となる。